

気象庁所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領細目

第1 目的

気象庁の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業について、効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領（以下「実施要領」という。）第6の4の規定に基づき、本実施要領細目を定める。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、以下のとおりである。

- (1) 気象官署施設整備事業
- (2) 静止気象衛星施設整備事業
- (3) 船舶建造事業

第3 再評価を実施する事業

再評価をする事業は、以下の事業とする。

1 事業の採択後3年間が経過した時点で未着工の事業

「未着工の事業」とは、第2(1)及び(2)の事業については、用地買収手続、工事ともに未着工の事業とする。また、第2(3)の事業については、船舶の建造工事が未着手の事業とする。

2 事業採択後5年間が経過した時点での継続中の事業

この場合において、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。

3 再評価実施後の5年間が経過した時点での継続中又は3年間が経過した時点で未着工の事業

この場合において、「継続中又は未着工の事業」とは前2項に定める事業とする。

第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

1 再評価の実施主体は、気象庁本庁とする。

2 評価の実施時期は、以下のとおりとする。

- (1) 第3の1に該当する事業にあつては、事業採択後3年目の年度における翌年度の概算要求書の財務省への提出時まで実施する。
- (2) 第3の2に該当する事業にあつては、事業採択後5年目の年度における翌年度の概算要求書の財務省への提出時まで実施する。
- (3) 第3の3に該当する事業にあつては、再評価実施時から5年間（継続中の場合）又は3年間（未着工の場合）が経過後の年度における翌年度の概算要求書の財務省への提出時まで再評価を実施する。

3 再評価の主体は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等を行い、事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）（以下「対応方針」という。）の（案）を作成し、実施要領第4の2の規定に基づく、事業評価監視委員会の意見を聴き、その意見を尊重して対応方針を決定する。

4 事業監視委員会の設置

気象庁長官は、再評価に当たって、第三者の意見を求める諮問機関として、学識経験者等で構成される事業評価委員会を気象庁本庁に設置するものとする。

なお、運営要領については、別に定める。

5 再評価結果、対応方針等の公表

気象庁本庁は、再評価の結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに、概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。

6 関係資料の保存

(1) 気象庁本庁は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、評価結果及び採択箇所等に関する資料を保存するものとする。

(2) 再評価の実施主体は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

第5 再評価の手法

1 気象庁本庁は、事業の再評価手法を策定するものとする。

2 気象庁本庁は、再評価の精度の向上を図るため、再評価の実施状況等を踏まえ、再評価手法について、必要な改善を行なうものとする。

3 再評価手法の策定又は改善に当たっては、学識経験者等第三者の意見を聞くものとする。

4 気象庁本庁は、策定又は改善された再評価手法を、公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告をするとともに、公表するものとする。

第6 その他

本実施要領細目の改定等については、検討委員会の下に設置された気象部会において検討し、決定するものとする。

第7 施行

1 本実施要領細目は、平成30年3月30日から施行する。

2 本実施要領細目の施行に伴い、「気象庁所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領細目（平成23年4月1日策定）は、廃止する。